◎新潟県告示第1506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年11月７日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　大潟高柳線

２　供用開始の区間

上越市吉川区川谷字橋爪 2953 番１から同市吉川区川谷字西向 1127 番まで

３　供用開始の期日　　平成26年11月７日